

【基調講演①】青年男女の親密関係破綻とストーキング被害の実態

～効果的な事案対処と予防教育に向けて～

科学警察研究所犯罪行動科学部犯罪予防研究室長 島田 貴仁

はじめに

私は、心理学の面から犯罪予防の研究をしており、今日はこのようなタイトルで発表させていただく。

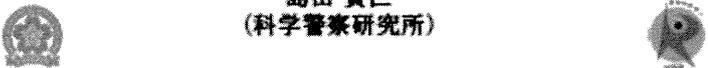
1

青年男女の親密関係破綻と  
ストーキング被害の実態  
～効果的な事案対処と予防教育に向けて～



Nov 30, 2016  
社会安全フォーラム  
女性に対する暴力対策の現状と今後を考える  
於 グランドアーク半蔵門

島田 貴仁  
(科学警察研究所)



本日は、公益財団法人日工組社会安全研究財団（以下「財団」という。）の「ストーカー事案の被害実態等に関する調査研究会」で実施した調査結果について御報告する。淑徳大学の山本先生、追手門学院大学の金政先生、荒井先生、財団の石田先生の5人での共同研究である。金政先生と荒井先生は本日も出席されている。

2

(公財) 日工組社会安全研究財団  
ストーカー事案の被害実態等に関する調査研究会

 <p>研究会長 山本 功 淑徳大学 (犯罪社会学)</p>	 <p>研究会員 荒井 崇史 追手門学院大学 (犯罪心理学)</p>	 <p>研究会員 金政 祐司 追手門学院大学 (社会心理学)</p>
 <p>研究会員 島田 貴仁 科学警察研究所 (犯罪予防)</p>	 <p>事務局 石田 仁 (公財) 日工組社会安全研究財団 (社会学)</p>	

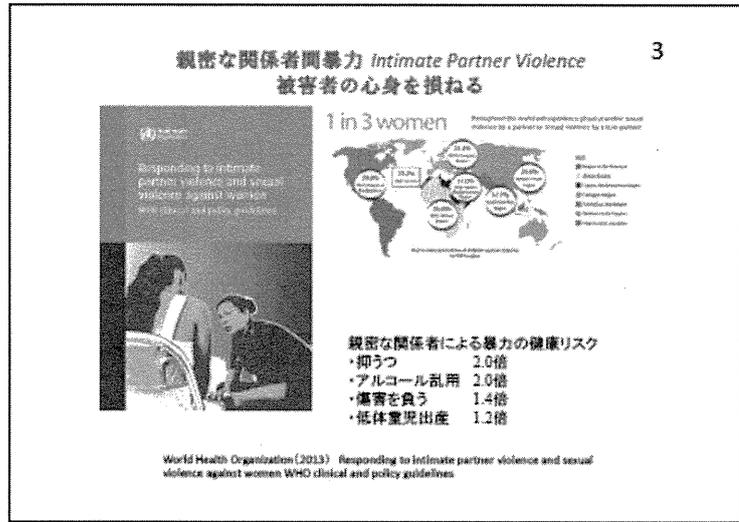
淑徳大学 追手門学院大学



1 調査研究の背景と問題意識

(1) 親密な関係者間暴力

配偶者や交際相手といったパートナーから受ける暴力や、親密な関係者間における暴力は、世界的な問題であることが指摘されている。例えば世界保健機関の推定<sup>1</sup>では世界の女性の3人に1人がパートナーからの身体的・性的な暴力に遭遇しているとされている。また、暴力被害は抑鬱やアルコール乱用、低体重児出産等の健康リスクを増大させることが疫学研究によって知られている。



日本でも、内閣府男女共同参画本部や各都道府県警が、女性に対する暴力防止に関する広報啓発、ストーカーやDV被害者の届出・相談を促進するための取組を行っているところである。

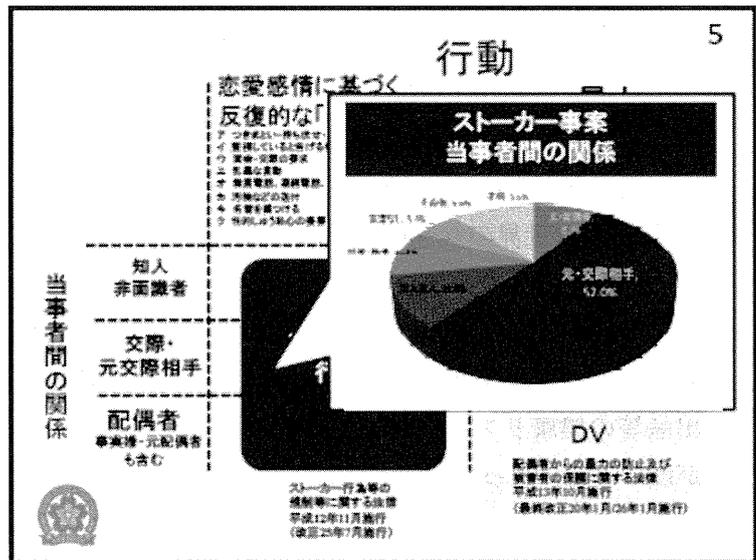


<sup>1</sup> World Health Organization (2013) Responding to intimate partner violence and sexual violence against women WHO clinical and policy guidelines  
[http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/85240/1/9789241548595\\_eng.pdf](http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/85240/1/9789241548595_eng.pdf)

(2) 当事者間の関係・行動面での整理

ストーカー、DV等の暴力を当事者間の関係で整理をすると、例えばDVは配偶者間の暴力、デート暴力は交際相手間の暴力ということになる。この暴力は身体的な暴力だけではなく、精神的な暴力あるいは性的な強要、そして経済的なものを含むとされている。

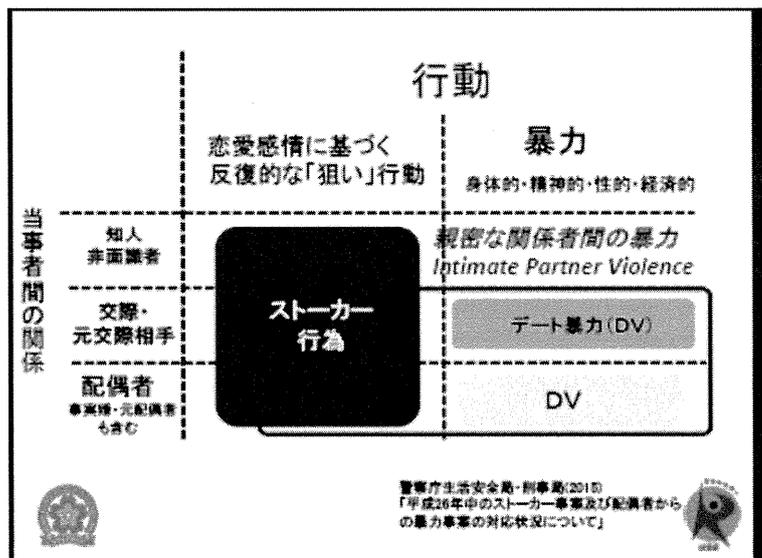
他方、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律81号。以下「ストーカー規制法」という。）では、恋愛感情や逆恨みの怨恨感情に基づき、つきまとい等の8つの行為を反復して行うことをストーカー行為と定義している。このストーカー規制法では当事者の関係は親密・非親密を問わないが、警察の統計を見てみると、そのうちの半数は交際相手、1割は配偶者間となっており、その多くは親密な関係の破綻に起因していると言える。



このストーカー規制法では当事者の関係は親密・非親密を問わないが、警察の統計を見てみると、そのうちの半数は交際相手、1割は配偶者間となっており、その多くは親密な関係の破綻に起因していると言える。

また、適用されている法令を見てみると、ストーカー事案ではストーカー規制法以外に脅迫、住居侵入、傷害、暴行等、多種多様な刑法の規定が適用されている。すなわち、現象面から見た場合、ストーカー事案はDVやデート暴力と同じく、右図のピンクでお示しした「親密な関係者間」の「暴力」という側面を多分に含むと言える。

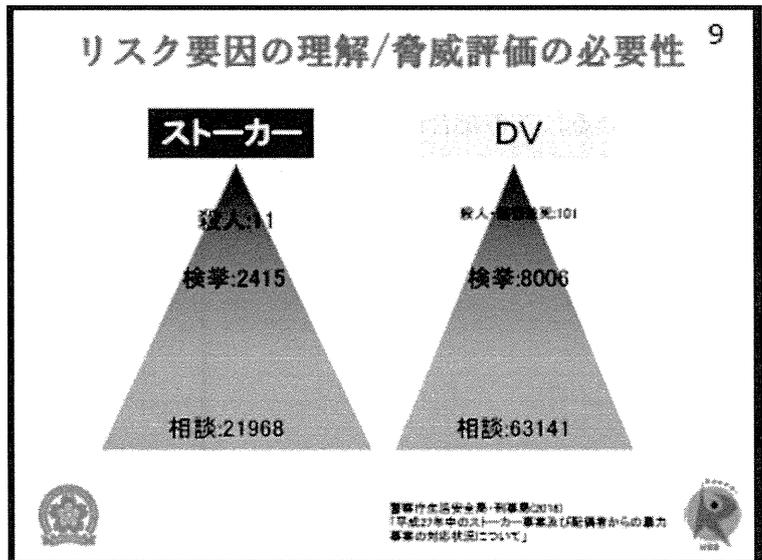
ただし、先ほどお示ししたとおり、ストーカー事案は、DVやデート暴力に比べて発現する行動が多様であるため、その対処は一筋縄ではいかない。





(5) ストーカー行為の脅威評価の必要性

ストーカー事案は、相談件数は多いものの、事案によって深刻さや危険性が大きく異なる。このため、事案の脅威評価・危険性評価が必要となる。現在、年間2万件以上のストーカー事案が認知され、事案対処の対象になっているが、そのうち検挙に至るものは2,000件余り、生命・身体に直接的な危害が及ぶ重篤事案の発生は10件余りである。このように、ストーカー事案では、事案の深刻さと件数の間に反比例の関係がある。これは「ハインリッヒの法則」として、リスク管理の分野で広く知られていることだが、DVやストーカーもその例外ではない。



警察実務では、年間2万件に及ぶ相談から危険性を伴う事案をもれなく見つけ出し、もれなく対処することが期待されている。万一危険性の高い事案を見逃すなどして人命の損失が発生した場合には社会的な非難を浴びる状況になっている。これはリスク管理機関の宿命とは言えるが、相当に大変なことである。

仮に予防教育によって軽微なストーカー事案を少しでも減らすことができれば、警察はより重篤な事案に集中して取り組むことができる。ただし、本当に重篤な事案が警察に相談されないということは万一にもあってはならない。また、初動の段階での見落としは禁物である。このため、人々の相談や通報に影響する要因も把握しておく必要がある。

(6) 海外における脅威評価

ストーカー事案のリスク要因や脅威評価については、この後ハート教授から詳しいお話があると思うが、欧米では複数の個別研究のメタ分析<sup>2</sup>に基づいて、ストーカー行為が暴力に至るリスク要因が見出されている。イギリスやオーストラリアでは警察現場向けに、個別事案のチェックシートが利用されている。

### リスク要因の理解/脅威評価の必要性<sup>10</sup>

<b>強力な影響</b> 過去の脅威 過去の被害経験 精神障害ではない 器物乱用	<b>中程度の影響</b> 暴力犯の被害 人脈障害 学習の遅延 若年期 保護受動	<b>影響-軽微なし</b> 犯罪歴を有 被害者・加害者の性別 複数の被害者	<b>不測</b> 自殺意欲 幼少時の虐待経験 サイコパス 犯罪履歴、人権 運動
--	---	---	---

**ストーキングが暴力にいたるリスクファクタ  
欧米の13研究(1155例)のメタ分析結果**

イギリス、オーストラリアでのストーカー事案チェックシート  
 警察庁(2013)平成26年度ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究(1)報告書  
[https://www.npa.go.jp/safety/life/sanki/taikaku/H26\\_researchreport.pdf](https://www.npa.go.jp/safety/life/sanki/taikaku/H26_researchreport.pdf)

(7) 日本における警察相談記録の分析

日本では、警察の相談記録の分析により、親密な関係は非親密な関係に比べて大量のメール・脅迫・身体暴力が出現していること、若年者の一部の事案で特に暴力の危険性が高いことなどが明らかになっている。しかし、これらは警察に相談や通報があったものに限られており、未相談・未通報の被害実態は明らかになっていない。

また、相談記録の分析の対象は外形的な行動面に限られるため、ストーカー行為に至る心理的な要因も十分に明らかになっていない。的確に事案対処を行い、また、加害者に対する介入を行うためには、一般市民に対する調査を行って、暗数化しやすい事案の特徴や当事者特性、ストーカー行為に至る心理過程を知る必要がある。

## リスク要因の理解/脅威評価に向けて

### 警察取扱事案の分析 (島田・伊原,2014a;2014b)

**行為内容** 親密関係では、非親密関係に比べて、大量メール、脅迫、暴力がより出現する

**行為者類型** 暴力・若年の元配偶者と、連絡電話・大量メールの元交際相手とが識別される

**再発** 親密関係にあって別れ話後に脅迫的脅威をもちたらし行為者群の再発リスクが最も高い

一般サンプルでは？

未申告被害(暗数)は？

心理的要因は？

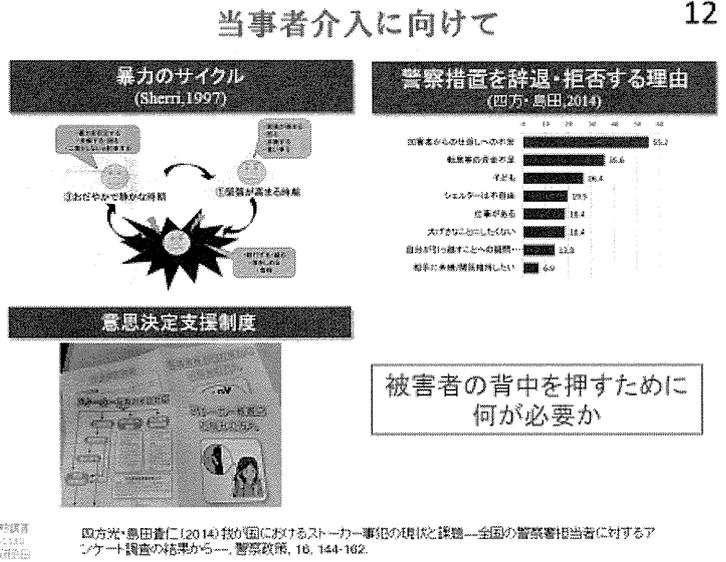
島田貴仁・伊原麻子(2014a)コーピングツールを用いたストーキングの時間的推移の検討 日本犯罪心理学会52回大会, 37.  
 島田貴仁・伊原麻子(2014b)ストーカー相談記録の形態分析と加害者に影響する要因, 日本行動計量学会第42回大会持好集, 44-45

<sup>2</sup> Rosenfeld,B.(2004), Violence Risk Factors in Stalking and Obsessional Harassment: A Review and Preliminary Meta-Analysis,Criminal Justice and Behavior, 2004, 31, 1, 9-36.

(8) 当事者への介入に向けて

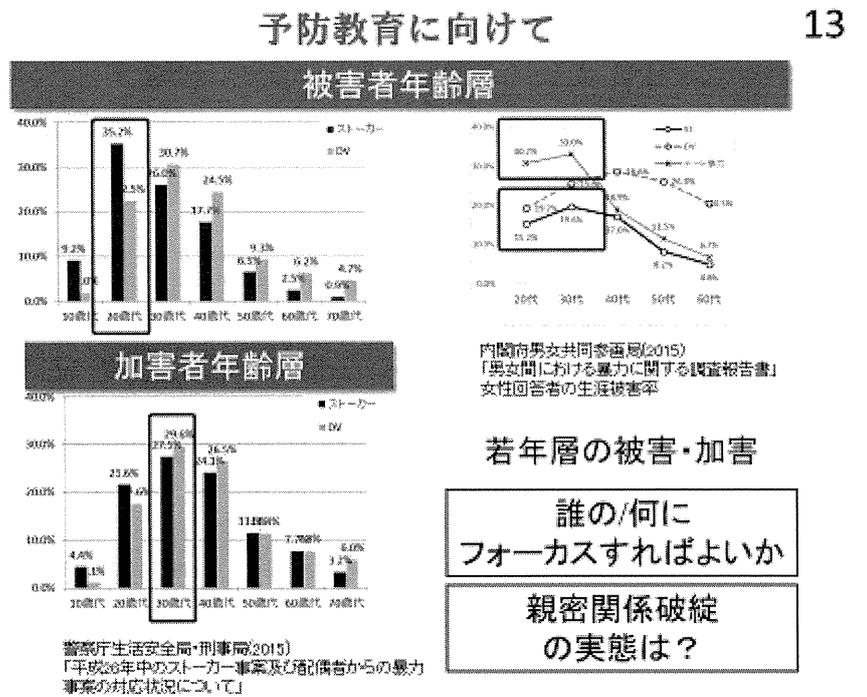
次に、加害者と被害者の間には、いわゆる「暴力のサイクル」が存在するため、被害者がその関係から離れることは困難なことが知られている。警察官に対する調査からも、ストーカーやDVの被害者が、仕返しに対する不安や資金不足、シェルターが不自由であることなど様々な理由によって警察による措置を辞退したり拒否したりするということが分かっている<sup>3</sup>。

現在、警察では、被害者の取り得る選択肢をパンフレット等で説明し、意思決定を支援する制度を整備しているところであるが、被害者に、より安全につながる行動を取ってもらうためには、被害者の通報行動や潜在被害者の相談意図の原因となる要因についても知った上で施策を講じていく必要がある。



(9) 予防教育に向けて

最後に、予防教育に向けてお話ししておきたい。警察が認知した事案からは、ストーカー事案の被害は20代、加害は30代で好発<sup>4</sup>することが分かっている。また、内閣府の被害調査<sup>5</sup>からも、若年者の被害・加害が問題であることも分かっている。(つまり、これらから予防教育が重要だということは分かるのだが)、実際にストーカー事案の予防教育



<sup>3</sup> 四方光・島田貴仁 (2014) 「我が国におけるストーカー事犯の現状と課題——全国の警察署担当者に対するアンケート調査の結果から——」、警察政策, 16, 144-162.  
<sup>4</sup> 警察庁生活安全局・刑事局(2015) 「平成26年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」  
<sup>5</sup> 内閣府男女共同参画局(2015) 「男女間における暴力に関する調査報告書」

プログラムを策定するためには、誰に何を教えるのかを明確化させる必要がある。

先に述べたとおり、ストーカー事案の6割が親密な関係の破綻に起因する。パートナーとの別れは心理的な痛手ではあるが、当然のことながら、別れるということが全てストーカー行為に直結するわけではない。痛手に適応的に対応し、ストーカー行為に至らないケースが大部分である。したがって、予防教育のためには、親密関係破綻がストーカー行為に至った事例と至らなかった事例を収集・比較し、ストーカー行為に至りやすい思考・認知スタイルや恋愛関係性等のリスク要因を明確化して、そのリスク要因に対して介入する必要がある。そのためには、親密な関係の形成、つまり、両者の出会いから破綻に至るまでの過程を社会心理学の観点から検討する必要がある。

これらの問題意識から、今回の青年男女を対象にしたストーカー被害及び親密関係破綻の実態調査を企画・実施した。

14

Questions:

- 未申告被害(暗数)は?
- 親密関係破綻の実態は?
- 被害・加害のリスク要因は?
- 被害者の背中を押すために何が必要か
- ストーキングの心理的要因は?
- 予防教育は何にフォーカスするか?

青年男女の実態調査から考える

## 2 調査研究の背景と問題意識

### (1) 先行研究～海外～

欧米では、いわゆる犯罪被害調査、暗数調査の一環で、ストーカー被害が測定されている。例えばアメリカの全国犯罪被害調査 NCVS では、18 歳人口の 1.5% が過去 1 年にストーキングの被害に遭遇していることが報告されている<sup>6</sup>。また、別の調査、Violence against woman survey という男女間暴力に特化した調査もされている。これでは、女性の人口の数%がストーキング被害に遭っていることが分かっ

15

ストーキング被害実態調査

Stalking Victims in the United States - Revised

Table 1. Prior Reported Experience of Stalking Victimization

Authors (year)	Female and Males (1995)	Both sexes (1995)	Female (2007)	Male (2007)	Both sexes (2007)
No. of interviews	18,000	18,049	9,084	2,001	11,085
Female (%)	0.4	1.2	4.5	...	0.8
Male (%)	2.4	3.3	13.2	2.7	...
Female (%)	1.8	4.1	4.8	...	...
Male (%)	6.3	7.8	25	...	...

18歳以上人口の1.5%が、過去12ヶ月に経験  
 ・知らない電話  
 ・知らない手紙・電子メール  
 ・尾行・つきまとい  
 ・押しかけ  
 ・持ちかけ  
 ・知らないプレゼントや物  
 ・噂を流す/情報書き込み

アメリカでのストーキング実態調査。NCVSの付録で調査されている。  
[http://www.bjs.gov/content/pub/pdf/stvs\\_rev.pdf](http://www.bjs.gov/content/pub/pdf/stvs_rev.pdf)

Owens(2015) Why Definitions Matter: Stalking Victimization in the United States. Journal of Interpersonal Violence.

<sup>6</sup> 出典 Catalano, S. (2012). 「Stalking victims in the united States—Revised No. 18」 National Institute of Justice.

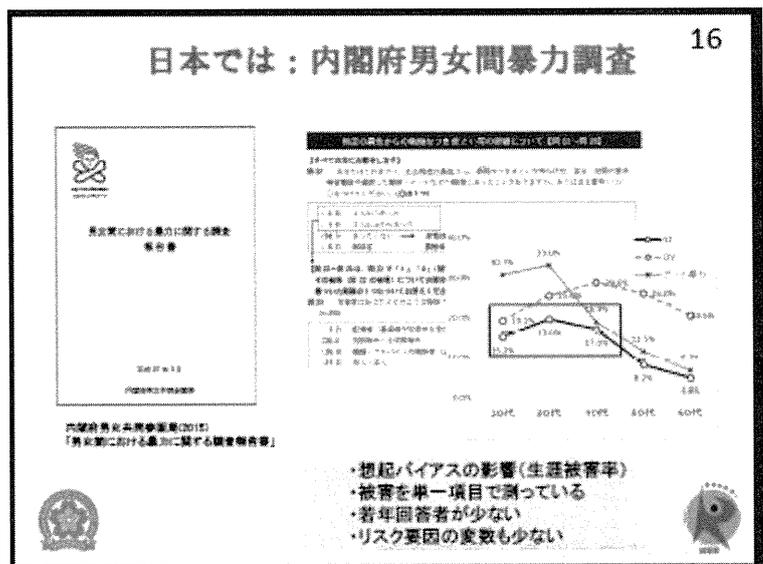
ている<sup>7</sup>。

ただし、被害の参照期間を例えば1年に限定するか、全く限定せず生涯被害率とするか、また、被害者の恐怖感情を被害の必須要件とするかどうかにより、測定結果は異なってくる。

(2) 先行研究～内閣府男女間暴力調査～

日本では、内閣府が3年に1度実施している男女間暴力調査の平成26年調査<sup>8</sup>で、特定の異性からのつきまとい等の経験が初めて測定された。これによると、ストーカー事案の生涯被害率は30代の女性で最も高く、19.6%と報告されている。

この調査は、ストーカー被害の暗数を測ったものとしては画期的だったが、犯罪研究の観点からは、生涯被害率として測っているため、いつの被害かが分からないこと、また、被害をつきまとい等の単一の項目で測っているため、ストーカー行為としてどのような行動が起きているのかが分からない、あるいは、若年層の回答者が相対的に少ない、被害リスクに関する変数が十分ではないため被害・加害のリスク要因が分からないなどの課題がある。



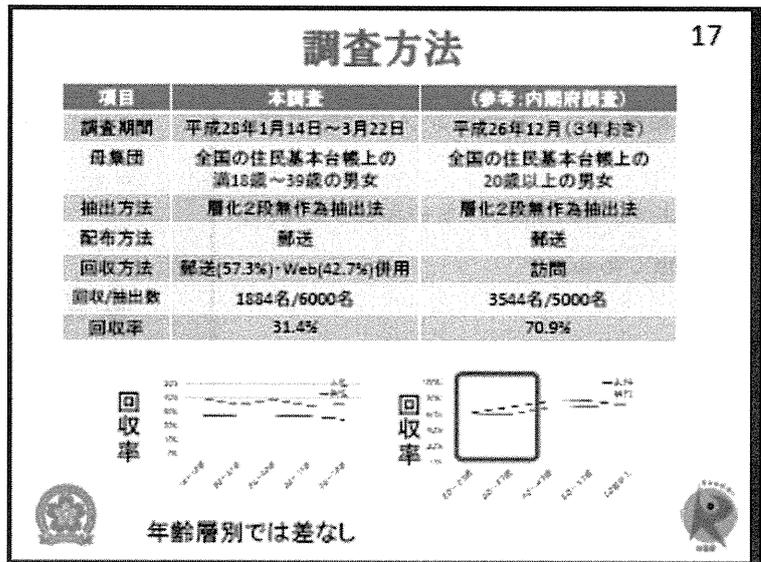
<sup>7</sup> 出典 Tjaden, P. & Thoennes, N. (2000). 「Full report of the prevalence, incidence, and consequences of violence against women.」 National Institute of Justice Research Report  
<sup>8</sup>内閣府男女共同参画局 (2015) 「男女間における暴力に関する調査 報告書」  
[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/pdf/h26danjokan-1.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/h26danjokan-1.pdf)

(3) 「ストーカー事案の被害実態等に関する調査研究」の調査方法

このため、今回の調査では、全国の満18歳から39歳の男女を対象に、ストーカー事案の被害及び親密関係の破綻の実態に特化した調査を実施した。

回答者の抽出は内閣府の調査と同じく住民基本台帳からの無作為抽出とし、質問票の配布は郵送で行った。回収は、最近の若い人はスマートフォンやパソコンを多用しており、国勢調査でもインターネットでの回答が導入されたことなどを踏まえ、今回の調査でも、郵送による回収とスマートフォン、ウェブによる回収を併用した。

回収率は内閣府の調査ほど高くはないが、年齢層別の回収率に差がないことが確認されている。



3 調査研究の調査項目

(1) 調査票の設計

ここからは調査項目について御説明する。

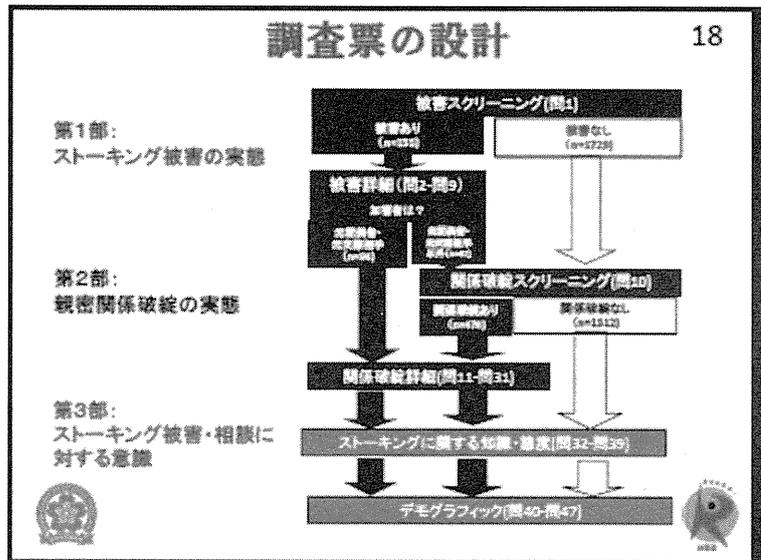
本調査は、3部構成になっている。

第1部では、対象者全員に対し、過去5年間のストーカー被害の経験を尋ね、被害を申告した155名には問2から問9までの問いにより、最も深刻だった1件について被害の詳細を尋ねている。

第2部は、第1部で被害に遭わなかったと答えた1,700名強に、パートナー以外からストーカー被害に遭っていた60名ほどを加えた1,790名に対し、過去5年間のパートナーとの別れ経験を尋ねた。

ここで、過去に別れ経験があったと答えた478名に、配偶者・交際相手からストーカー被害を受けていた94名を足した574名に対し、親密関係破綻の詳細について尋ねた。

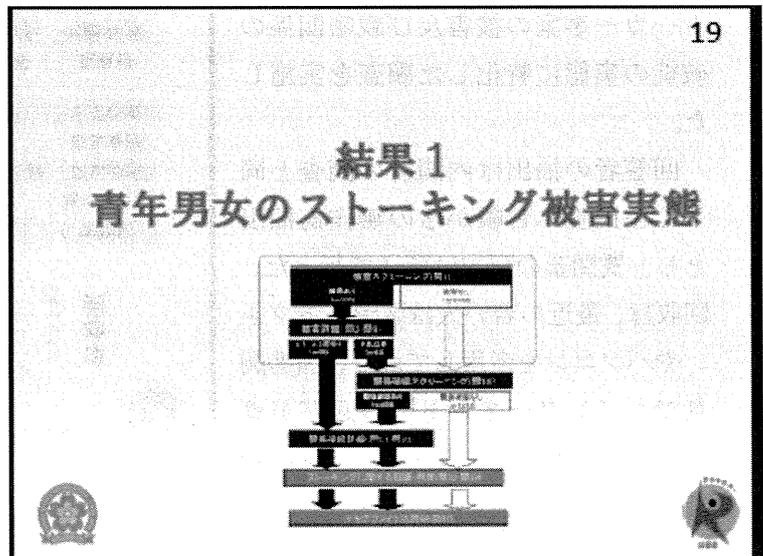
第3部では、回答者全員に対し、ストーカー被害や相談に関する意識について尋ねた。



このように、1つの調査票で何とかストーカー被害と親密関係の破綻の両方をスクリーニングし、詳細を尋ねるといふ工夫をしている。ここから順番にその結果を御報告したい。

(2) 結果1：ストーキングの被害実態

まず、第1部のストーキングの被害実態である。



ア 定義について

ストーキング（ストーカー行為）の定義は国や研究によって異なっている。ある定義では被害者に恐怖感情をもたらすことを要件としている。別の定義では関係の侵害行為、プライバシーの侵害行為を指すものとされている。関係者や被害者に脅威や侵害をもたらす反復的な行動ということでは共通理解が得られている。

Spitzberg, B.H. & Cupach, W.R. (2008) 親密な関係のダークサイド. 北大録書房

Cupach, W. R., & Spitzberg, B. H. (2000) Obsessive relational intrusion: Incidence, perceived severity, and coping. *Violence and Victims, 15*(4), 357-372.

イ 本研究の測定対象

本研究では、「過去5年間に、別れた後の交際相手や配偶者、好意を持った特定の異性から反復的に受けた迷惑行為や嫌がらせ」としてストーカー行為の被害を測定している。具体的には、望んでいない面会・交際、復縁要求、身体的暴力、大量のメール・メッセージの送信、押し掛けや待ち伏せ、ネットへの書き込み等の10項目につき、過去5年間の被害を測定している。

**被害スクリーニング設問(問1)** 21

問1 あなたは、過去5年間に(2011年1月～2015年12月)に、別れた後(別れを告げた後)の交際相手や配偶者(夫・妻)、もしくはあなたに好意を持ったそれ以外の特定の異性から、次に示す迷惑行為を繰り返して反復的にされたことがありますか。2人以上の相手からされた場合には、最も深刻だった相手自身よりからされたことについてお答え下さい。(それぞれ「ある」か「ない」に○)

a 望んでいない面会・交際・復縁を要求された	ある・ない
b 贈り物、金銭、子どもへの借金など、応じなくてもよいことを要求された	ある・ない
c 殴る蹴るなどの身体的な暴力を受けた	ある・ない
d 執拗や脅迫を受けた	ある・ない
e 大量のメールやメッセージを送けられたり、連続の電話をされたりした	ある・ない
f 自宅・職場・学校へ押しかけたり、待ち伏せをされたりした	ある・ない
g 罵っている、監視していると告げられた	ある・ない
h 望んでいないプレゼントや嫌がらせをするための物を送られた	ある・ない
i やねする文書をまかされたり、張り紙をされたりした	ある・ない
j あなたの意に反してネットに書き込まれた	
k そのほかの迷惑行為を嫌がらせをされた (具体的に書き下さい)	

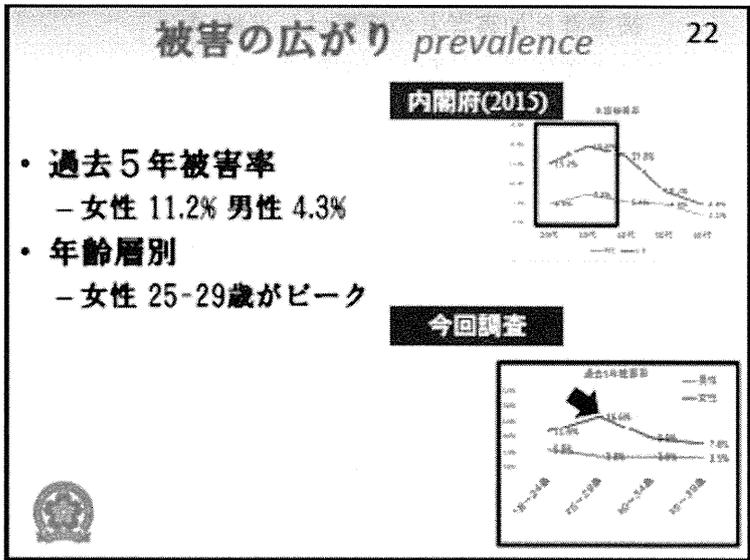
全て「ない」に○がついた方は、  
ピンク色の用紙(メッセージ別紙10)に飛んで下さい

1つでも「ある」に○がついたら方はそのまま目2にお進み下さい

・過去5年  
 ・特定の異性から  
 (別れた後の交際相手・配偶者/好意を持った人)  
 ・反復的にされたこと  
 ・10の項目を指す

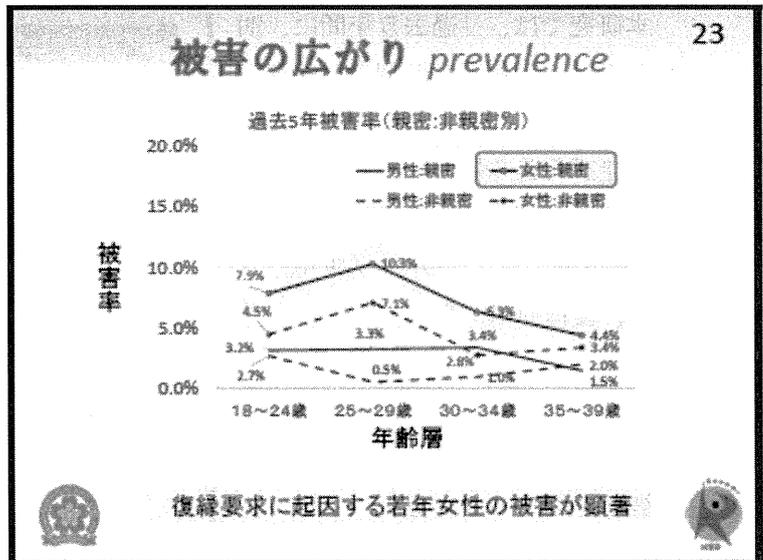
ウ 被害の広がり (男女別・年齢層別)

過去5年間に1回以上の被害を申告した者は女性の11.2%、男性の4.3%だった。内閣府の調査では、年齢層別に見た女性の被害のピークは30代で、19.6%を占めたが、これは30代の人々がそれまでの人生において受けた被害が全て含まれるので、いつ受けた被害かが分からなかった。この点、(過去5年間の被害に絞って質問している)今回の調査では、女性の被害がピークとなるのは、25～29歳で16.6%となっている。



エ 被害の広がり（親密・非親密別）

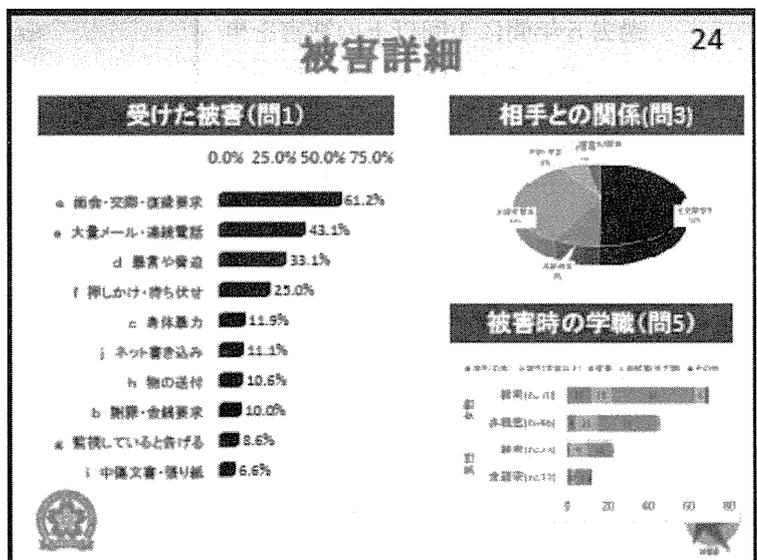
右のグラフは、回答者の性別、相手との関係別による、各年齢層での被害率を示す。青が男性、赤が女性、実線が親密な関係、点線が非親密である。これを見ると、どの年齢層においても、親密な関係の相手から受けた女性の被害が一番多い。親密な関係者からのストーカー被害が一番多かった世代はやはり 25～29 歳で、10.3%である。これらからは、親密な関係の破綻に伴う復縁要求が顕著であることが伺える。内閣府では配偶者からの暴力被害が 10 人に 1 人と広報されているが、若年女性のストーカー被害もそれと同じような水準と言って良いと思われる。



オ 被害の詳細

被害者と加害者との関係は、半数が元交際相手、1割が元配偶者、3割が友人・知人である。この辺りは、警察の認知した事案の統計とさほど大きな差はなかった。

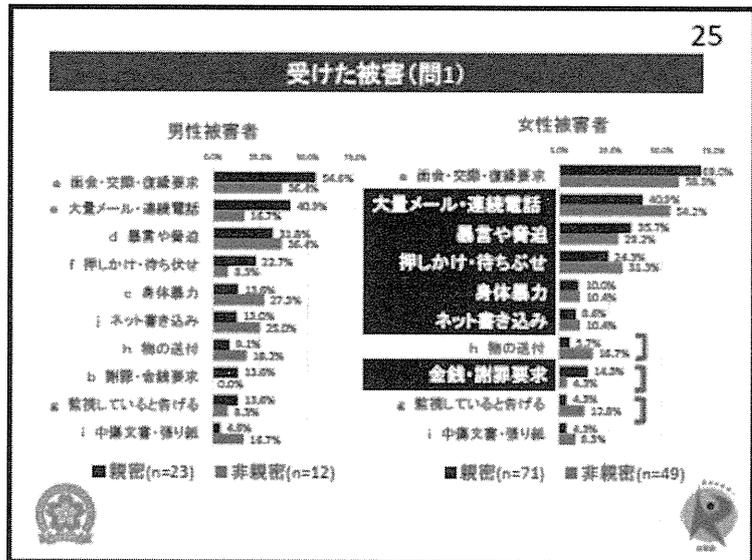
被害の種類は複数回答で調査した。多かったのは、面会・交際・復縁等の望まない要求で、ストーカー被害の中での出現率は6割であった。次いで大量メール・連続電話、暴言や脅迫、押し掛けや待ち伏せという順になった。



カ 受けた被害

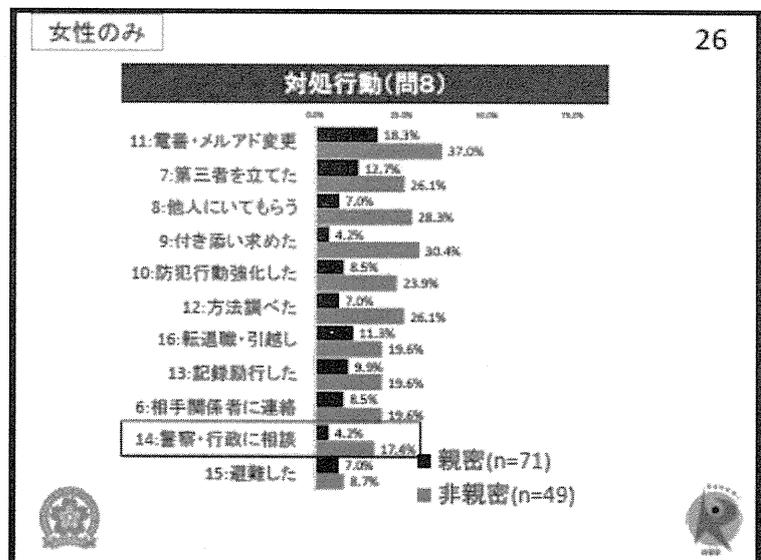
被害者の性別及び親密・非親密の別に出現率を見たところ、親密な関係に起因する女性のストーカー被害の4割で大量メール・連続電話、35%で暴言や脅迫、25%で押し掛けや待ち伏せが出現していた。また、身体暴力や望まないネットへの書き込みも約1割で出現していた。

また、親密な関係者からのストーカー行為と、友人・知人、店の客等の非親密な関係者からのストーカー行為の被害を比べてみると、親密な関係間でのストーカー被害は、非親密な関係間での被害に比べて、金銭や謝罪の要求の出現率が有意傾向で高いことも明らかになった。



キ 対処行動

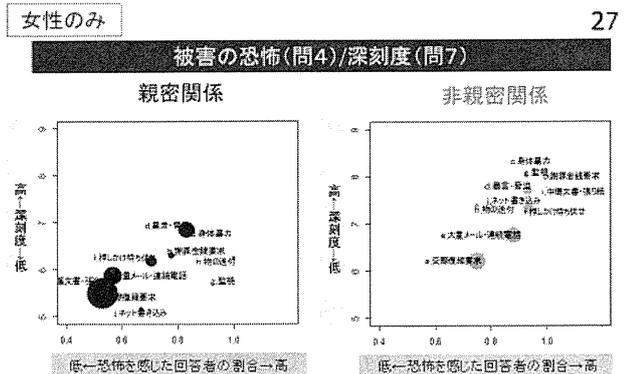
被害に遭った女性の対処行動としては、電話番号やメールアドレスの変更、第三者を立てる、他人にいてもらうなどの行動の出現率が多くなっている。ここで注目したいのが暗数化との関係で、「警察・行政に相談」という部分である。こちらは親密な関係者からの被害で4.2%、非親密関係で17.4%となっており親密・非親密の間で相談率に大きな差が生じている。



### ク 被害の恐怖・深刻度

今回の調査では、「被害によって恐怖を感じたか否か」と、「被害の深刻度」を、別の次元でそれぞれ尋ねている。各ストーカー行為がもたらした恐怖及び深刻度を親密・非親密の関係に分けて散布図にプロットした。横軸が恐怖を感じた回答者の割合、縦軸が深刻度である。これは一つ一つの点が一つ一つのストーカー行為を表しており、丸が大きければ大きいほど頻度が高いことを表す。暴言や脅迫は、親密・非親密共に比較的頻度が高く、かつ、恐怖や被害感が高いことが見て取れる。ただし、この両方を重ねると、同じ被害でも非親密関係者からの被害は、親密関係者からの被害よりも、丸が右上の方に布置されており、恐怖・深刻度共に高いことが分かる。つまり、親密な関係者からの被害は、非親密な関係者からの被害よりも被害感や恐怖が過小に評定されてしまうということである。

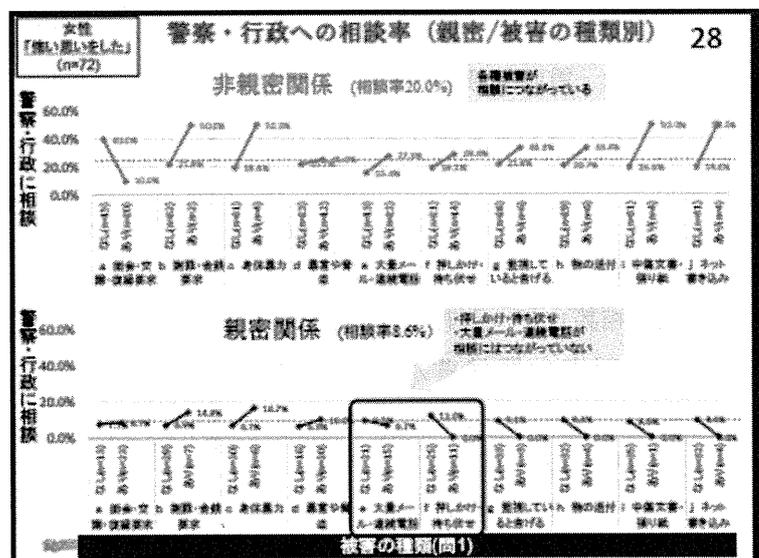
非親密な関係者から受けた被害は、例えば「知らない人から言い寄せられた」といったものだと思われるが、その相手がどういう人間かを知っているわけではないから、恐怖や深刻度が高くなることは納得できる。しかし、逆に言えば、親密な関係者からの被害は、非親密な関係者からの被害に比べて過小評価されやすい、もっと言えば、楽観視されやすいという見方もできるのである。



・非親密関係者からの被害のほうが被害感は深刻  
・ただし、親密関係での被害過少評価(楽観視)が問題

### ケ 警察・行政への相談率

そこで、ストーカー被害に遭って怖い思いをしたと申告した女性 72 名に対し、各種被害の有無と、警察・行政への相談との関係性について調べた。その結果、非親密関係では、各種の被害が相談につながっているのに対し、親密関係では、押し掛けや待ち伏せ、大量メール・連続電話の被害が、必ずしも相談につながらないことが示唆された。



コ 警察・行政への相談に影響する要因

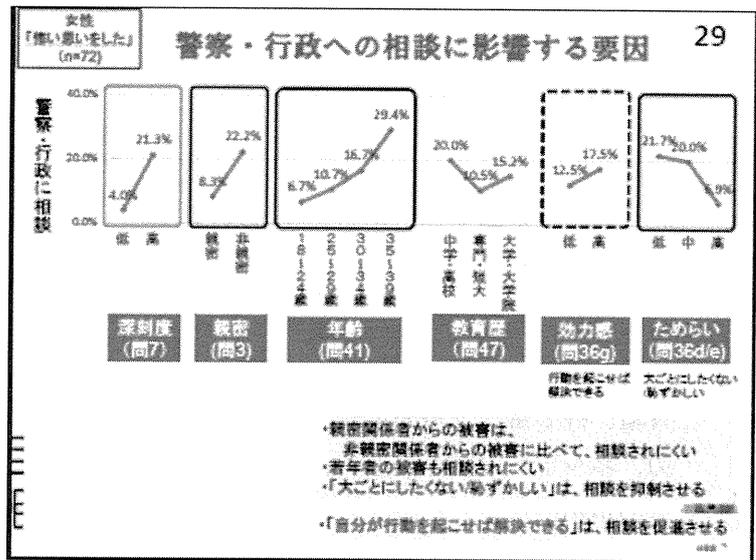
続いて、警察・行政への相談に影響する要因を分析するため、被害の深刻度、加害者との親密関係、年齢、教育歴、被害に対する認識の別に、警察・行政への相談率を検討した。右グラフの横軸が説明変数の属性、縦軸が相談率を示す。折れ線の傾きが急なほど相談率の差が大きいことを示す。

「相談した・しない」を被説明変数にしたロジスティック回帰分析<sup>9</sup>を行い、被害の深刻度や教育歴を統制したところ、

- ・親密な関係者からの被害は非親密関係者からの被害よりも相談されにくい
- ・若年者の被害も相談されにくい
- ・「大ごとにしたくない」、「恥ずかしい」などのためらいの感情が強いほど相談されにくいといったことが分かった。

逆に、ストーカーの被害に遭ったときに、「自分が行動を起こせば解決できる」といった効力感が強い個人は、そうでない個人よりも相談・通報に至りやすいということも明らかになった。

この分析結果からは、同じ程度の被害に遭っていても、当事者同士の関係性、年齢、心理的要因によって、公的機関への相談・通報が異なってくることを示された。



<sup>9</sup>相談の有無という2値(相談する(1), しない(0))の被説明変数に対する、各種の説明変数の影響の強さを算出する多変量解析の一種。

サ 小括

第1部では青年男女のストーキング（ストーカー行為）被害実態を見てきた。結果としては、調査に回答した女性の1割が過去5年間のストーカー被害を報告し、その6割がパートナーとの親密関係の破綻に起因していたことが分かった。被害の内容は、大量メール・連続電話、暴言・脅迫、押し掛け・待ち伏せ、身体暴力、ネットへの書き込み等、多様なものがあった。

これらの被害が警察・行政への相談に漏れて暗数化するリスク要因としては、若年者が親密な関係者間で被害に遭っていることや、大ごとにしたくない・恥ずかしいといった通報に対する被害者のためらいが挙げられる。

30

### 青年男女のストーキング被害実態：小括

- 18-39歳の女性11.2%/男性4.3%が過去5年間のストーキング被害を報告
  - 25-29歳女性の被害率（16.6%）がもっとも高い
  - 被害の6割が親密関係の破綻に起因
  - 大量メール・連続電話、暴言や脅迫、押し掛け・待ち伏せ、身体暴力、ネットへの書き込みなど被害は多様
- 警察・行政への相談
  - 親密関係の被害は、非親密関係よりも相談されにくい
  - 「大ごとにしたくない/恥ずかしい」が相談を抑制
  - 「自分は行動を起こせば解決できる」が相談を促進

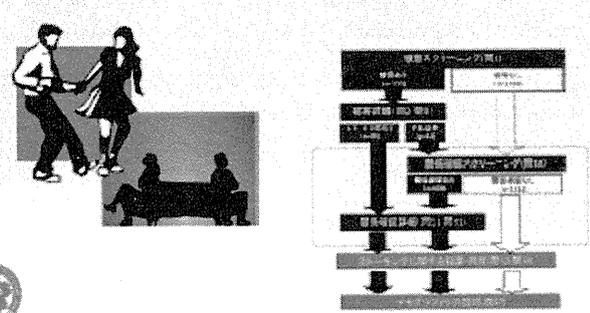


(3) 結果2：青年男女の親密関係破綻の実態

次に、第2部、青年男女の親密関係破綻の実態について御報告する。

31

## 結果2 青年男女の親密関係破綻の実態

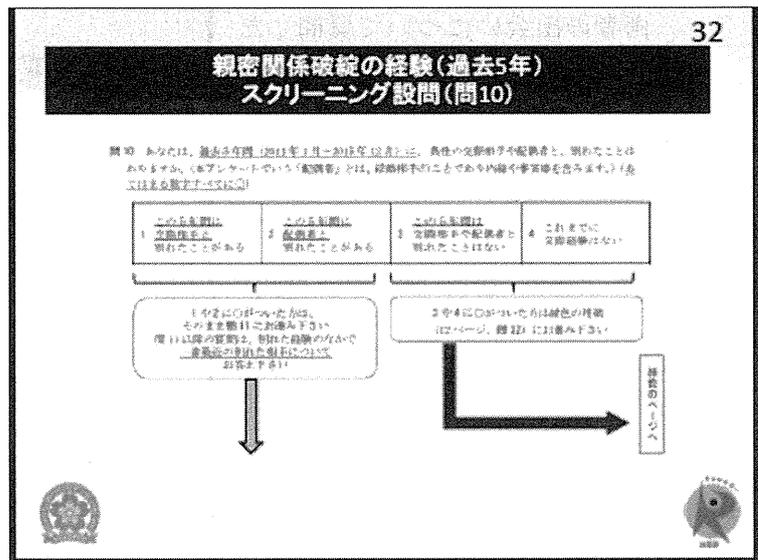


The flowchart illustrates the process of relationship breakdown and reporting. It starts with '親密関係の破綻' (Breakdown of intimate relationship), leading to '被害の実態' (Actual situation of victimization), which includes '大量メール・連続電話' (Massive emails/continuous calls), '暴言・脅迫' (Abuse/threats), '押し掛け・待ち伏せ' (Following/stalking), and '身体暴力' (Physical violence). This leads to '被害の報告' (Reporting of victimization), which is influenced by '相談の促進' (Promotion of consultation) and '相談の抑制' (Suppression of consultation). The final step is '警察・行政への相談' (Consultation with police/administration).

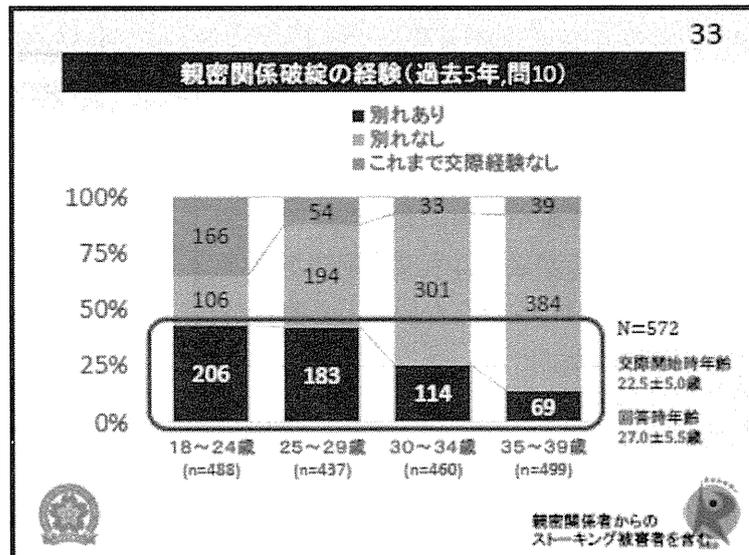


ア スクリーニング（過去5年間におけるパートナーとの別れ経験）

質問票では、問10において、過去5年間のパートナーとの別れ経験をスクリーニングした。

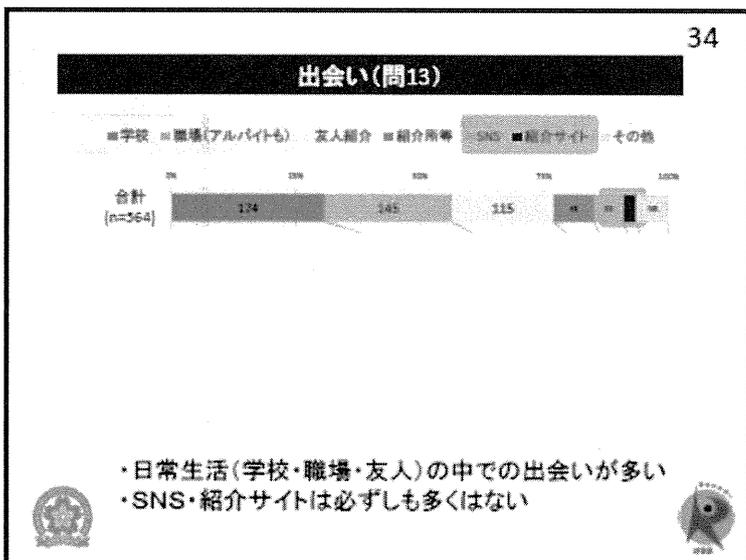


このスクリーニングを通過したのは男性 225 名、女性 347 名の 572 名である。交際開始時における平均年齢は 22.5 歳であった。



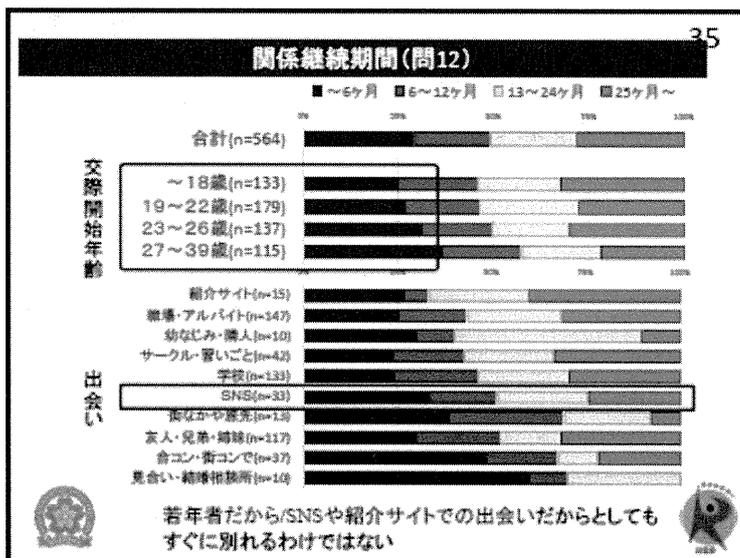
### イ 出会い

両者の出会いについて質問したところ、学校、職場（アルバイト）及び友人の紹介の合計が全体の75%を占めた。22歳までは学校、23歳以上では職場（アルバイト）での出会いが多い。SNSや紹介サイトでの出会いは、少なくとも今回の調査では、必ずしも多くないことが示された。



### ウ 関係継続期間

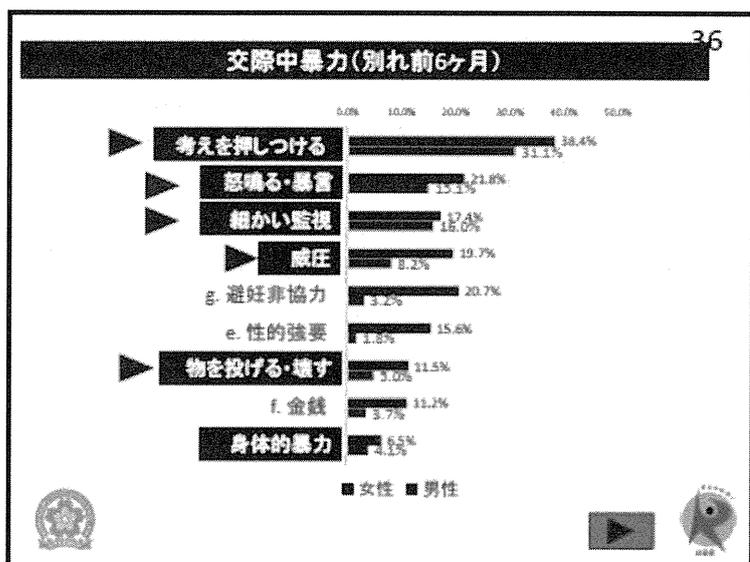
交際を開始した年齢や出会いと、関係継続期間（どれくらい付き合っていたかの期間）との関連を見たところ、年齢が低いことやSNSで出会ったことが必ずしも交際期間が短いことにはつながらないことも明らかになった。



## エ 交際中の暴力

第2部で注目すべき結果としては、パートナーと別れた女性の多くが交際中に各種の暴力を経験していたことである。

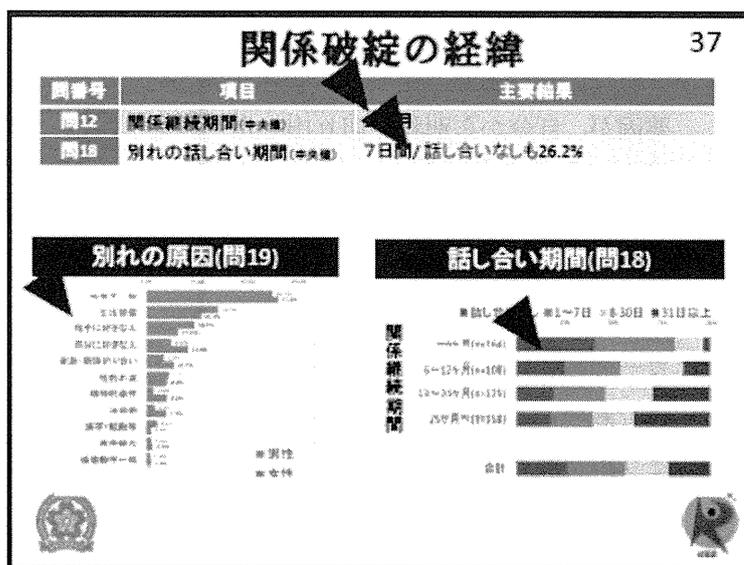
暴力の内容は、「考えを押しつける」などにとどまらず、暴言等の精神的暴力、居場所を尋ねる・メールを見るなどの細かい監視、おびえさせる、物を投げる・壊すなど、多岐にわたる。殴られる・蹴られるなどの身体的暴力を受けていた女性も6.5%いた。



## オ 関係破綻の経緯

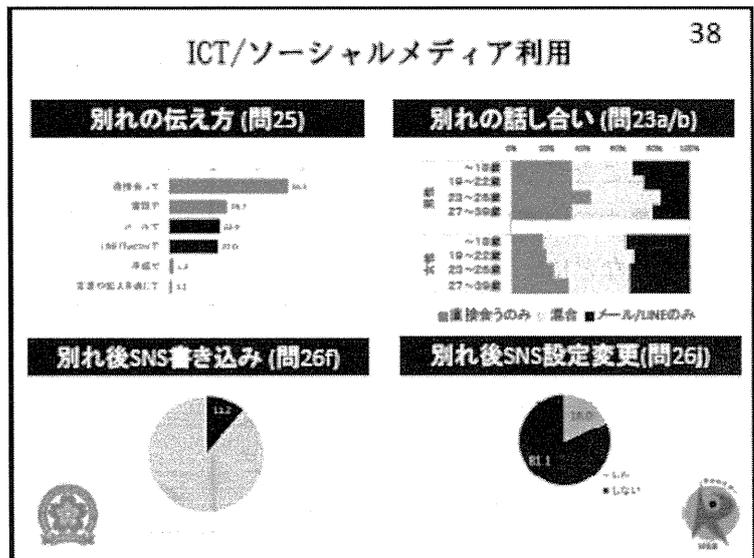
次に、別れの経緯について御報告する。関係が続いていた期間は中央値で13か月であった。別れの原因としては、「性格不一致」や「生活習慣」の不一致が多く、「自分や相手に好きな人ができた」という理由もあった。

別れの話し合い期間は、中央値で7日間だったが、話し合いがなく別れたケースも4組に1組あった。全体的に、関係が長ければ長いほど別れ話も長引く傾向にあった。回答者のうちの一定数が、別れる前から新しい恋人や親しい異性がいたと回答している。



カ ICT/ソーシャルメディアの利用

今回の調査では Twitter や Facebook、LINE 等のソーシャルメディア、テキストメッセージ等、新たな情報通信機器の利用についても取り上げている。4人に1人がメール又はソーシャルメディアで最初の別れ話を伝えている。また、女性のうち3割は別れの話し合いをメールやソーシャルメディアのみで行っていた。全体の1割の回答者は別れた後に相手が見えるような状態でソーシャルメディアに書き込みをしていた。回答者の3割は、別れた後に相手の電話番号やメールアドレスを消していたが、ソーシャルメディアの設定を変更した者は全体の18%にとどまっていた。

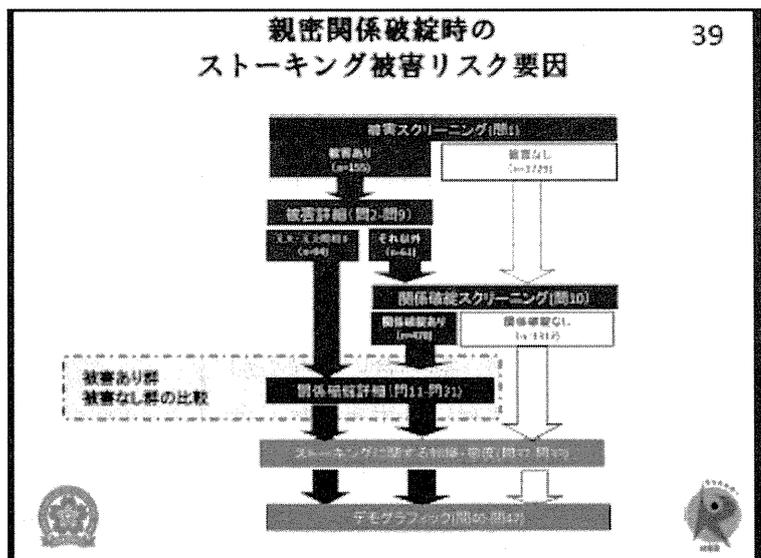


回答者の3割は、別れた後に相手の電話番号やメールアドレスを消していたが、ソーシャルメディアの設定を変更した者は全体の18%にとどまっていた。

キ 親密関係破綻時のストーカー被害のリスク要因

次に、ここまで見てきたリスク要因が、自分から別れを切り出した男女がその後ストーカー被害に遭うリスクを実際に高めるかどうかについて回帰的な分析を行った。

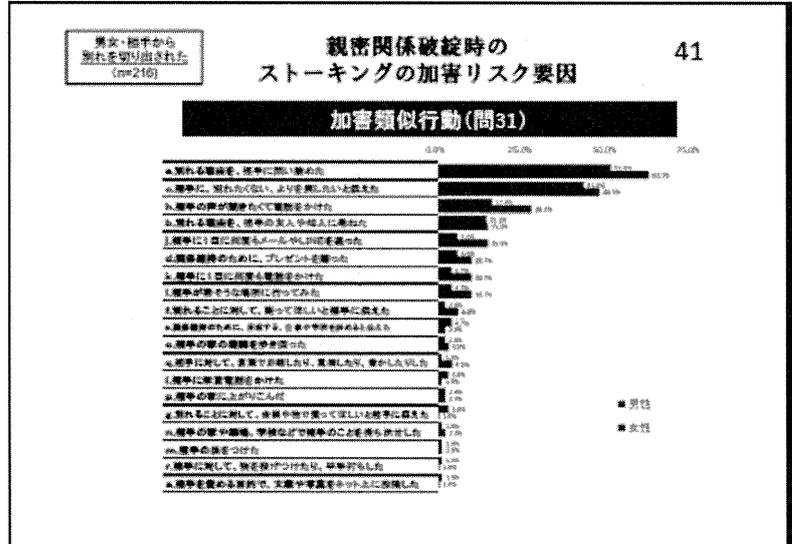
今回の調査では、第1部でストーカーの被害に遭ったかどうか、第2部で親密な関係の破綻があったかどうかを尋ねているので、パートナーと別れた後にストーカー被害には遭わなかった者と遭った者の比較が可能になる。





ケ 親密関係破綻時のストーカー加害のリスク要因

ここまで、ストーカーの被害リスクを検討したが、続いて加害のリスクを検討したい。質問票の間31では、相手に別れを切り出された216名に対して、別れる理由を問い詰めた、1日に何度もメールやLINEを送った、謝罪を要求した、などの加害類似行動をしたかどうか尋ねた。

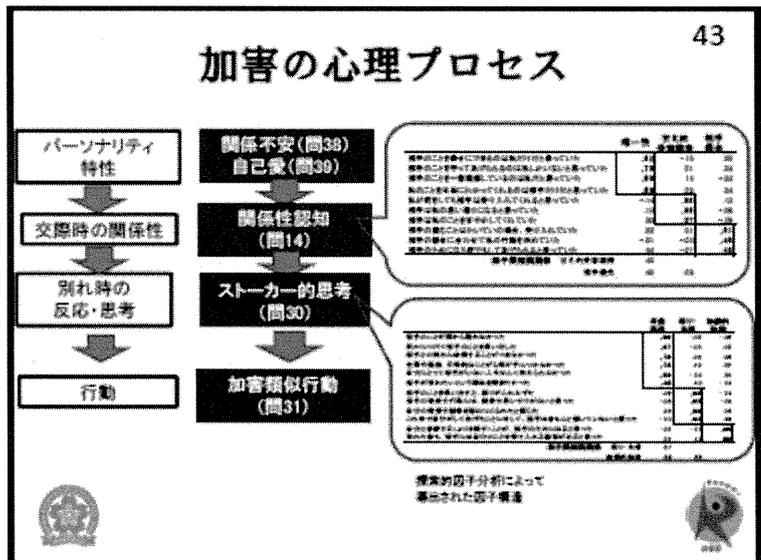


コ 加害の心理プロセス

これらの加害類似行動の原因として、

- ・ 関係不安や自己愛等の個人の性格やパーソナリティ特性
- ・ 交際時の両者の関係性の認識
- ・ 別れ時の反応や思考

が順番に作用することを想定して設問を作成した。

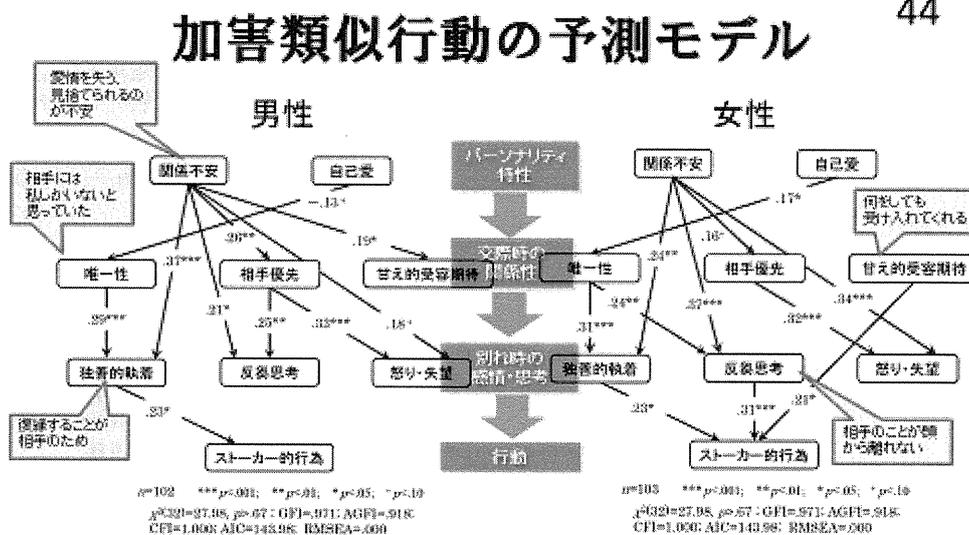


サ 加害類似行動の予測モデル

男女別にパス解析<sup>10</sup>を行ったところ、「愛情を失う・見捨てられるのが不安」といった関係不安が強い個人や、「交際時に相手には私しかいないと思っていた」といった唯一性の認識が強い個人ほど、別れた際に、「復縁することが相手のためだ」というような独善的な執着が高まり、ストーカーの加害類似行動につながることを示された。

一方、女性では、上述の関係不安、唯一性、独善的な執着に加え、「何をしても受け入れてくれる」といった甘え的受容の期待や、「相手のことが頭から離れない」といった反芻思考が加害類似行動につながることを示された。

ストーカーの加害に関する先行研究は、問題性の強い個人に対する臨床的な研究は比較的多いものの、今回のような一般の青年男女に社会調査を行った社会心理学研究は、日本では緒についたばかりである。今回取り扱った加害類似行動は必ずしも警察措置の対象になるものではないが、ストーカー被害の第一次予防のための予防教育や広報啓発、第二次予防での被害の拡大防止、そして、第三次予防での加害者措置を考える際には、このような、親密関係破綻時の加害を誘発する心理変数が析出されたことは意義深いと考えている。



ストーキング加害に関連する心理変数が析出

<sup>10</sup> 複数の概念間の因果関係を解析する多変量解析のひとつ。重回帰分析やロジスティック回帰分析と異なり、 $A \rightarrow B \rightarrow C$  (AがBに影響し、BがCに影響する) といった複数の因果関係を1回の分析で取り扱うことができるのが長所である。

シ 小括

第2部では青年男女の親密関係の形成及び破綻の実態、ストーカーの被害に至るリスク要因について紹介した。外形的なリスク要因として、交際中の暴力、関係への没入、別れをはっきり告げないなどの不適応対処が挙げられる。内面的な要因としては、関係不安、独善的な執着、反芻思考が挙げられる。

45

### 青年男女の親密関係破綻の実態：小括

特徴	項目	特徴
	別れ経緯	18-39歳男女の4人に1人。若年者ほど多い
	出会い	日常生活での出会いが多い (SNSや紹介サイトは少ない)
	交際中暴力	精神的暴力(2割) 身体的暴力(6%)
	別れ話	メールやテキストメッセージを多用

#### ストーキングのリスク要因

	外形面	加害者内面
有意	交際期間(長) 交際中暴力(身体暴力・精神的虐待) 関係への没入 別れをはっきり告げない 交際前から次の相手	関係不安 関係への没入 甘えの受容期待 独善的執着(男性) 反芻思考(女性)
非有意・不明	年齢 出会い	怒り

(4) 結果3：ストーカーの被害や相談に対する青年男女の意識

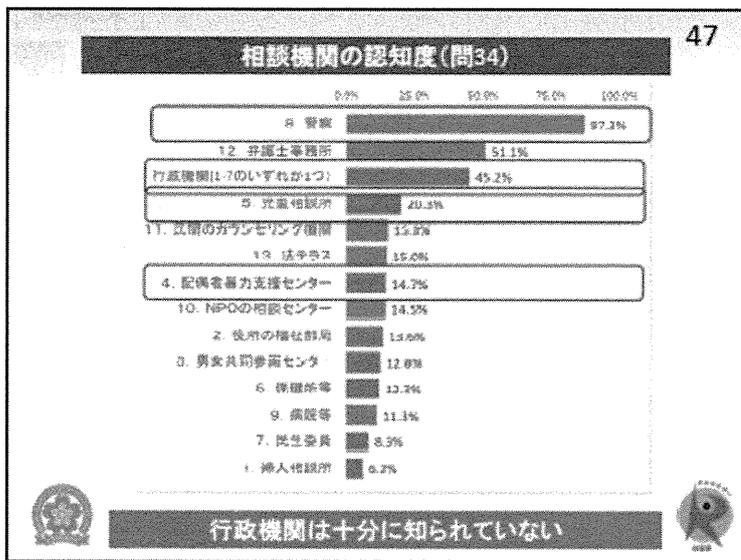
続いて、第3部として、ストーカーの被害や相談に対する青年男女の意識について報告する。

46

### 結果3 ストーキング被害・相談に対する 青年男女の意識

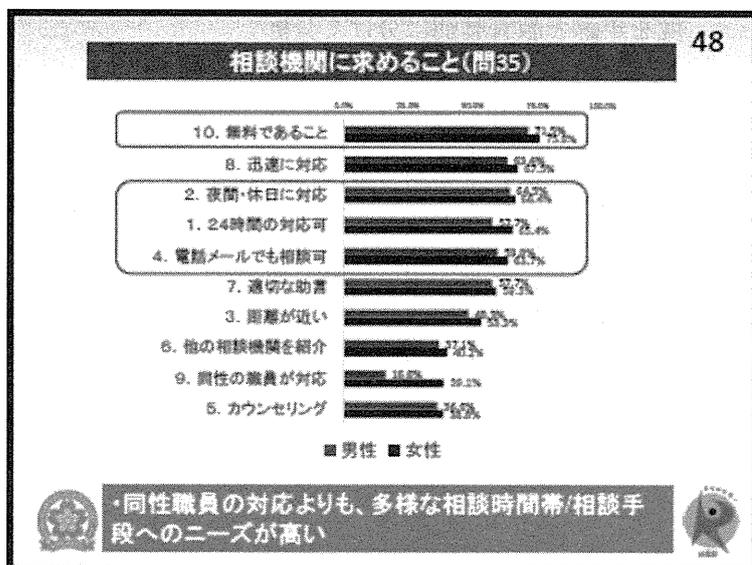
ア 相談機関の認知度

質問票の間34では、つきまといや暴力行為を相談できる機関を提示し、その認知度を尋ねた。警察の認知度は約9割だったが、その他の行政機関の認知度は低く、最も高いのが児童相談所で約2割であった。また、配偶者暴力支援センターは15%で、全ての行政機関の中でどれか1つでも知っている者の割合も半数弱にとどまった。つきまといや暴力行為を相談できる警察以外の行政機関は必ずしも十分に知られていないことが明らかになった。



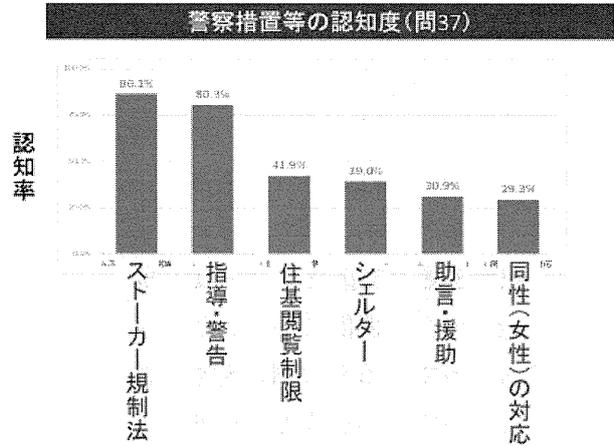
イ 相談機関に求める機能

次に、相談機関に求める機能を尋ねたところ、無料であることが最も多く、夜間・休日、時間外等の多様な相談時間帯、更には電話やメール等多様な相談形態が選択できるなどのニーズが高いことが明らかになった。



ウ 警察措置等の認知度

女性のみ



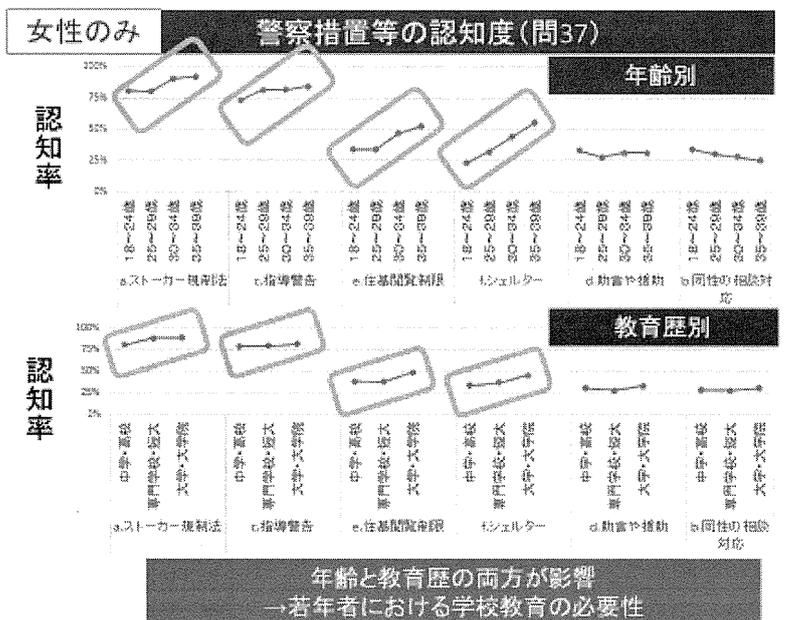
問 37 では、ストーカー被害を防ぐために採られている措置や制度について知っているかどうかを尋ねた。女性のみに限って結果を報告すると、最も認知度が高かったのはストーカー規制法が制定されていることで、次が指導・警告であった。

住基台帳の閲覧制限やシェルターの存在等の認知度は3～4割にとどまった。

今後の広報啓発に際しては、被害から身を守る具体的な手段としてこれらの制度や措置があることを伝えていくことも有効だと思われる。

エ 警察措置等の認知度 (年齢別・教育歴別)

右図は、上述の警察措置の認知度を年齢と教育歴別に分けて分析したものである。全体的に、年齢が低く、教育歴が短い女性ほど認知度が低いという結果になった。今後、ストーカーやDVの予防教育を、若年者に対して学校教育で組み入れた形で行っていけば、認知度を引き上げることはできると思われる。



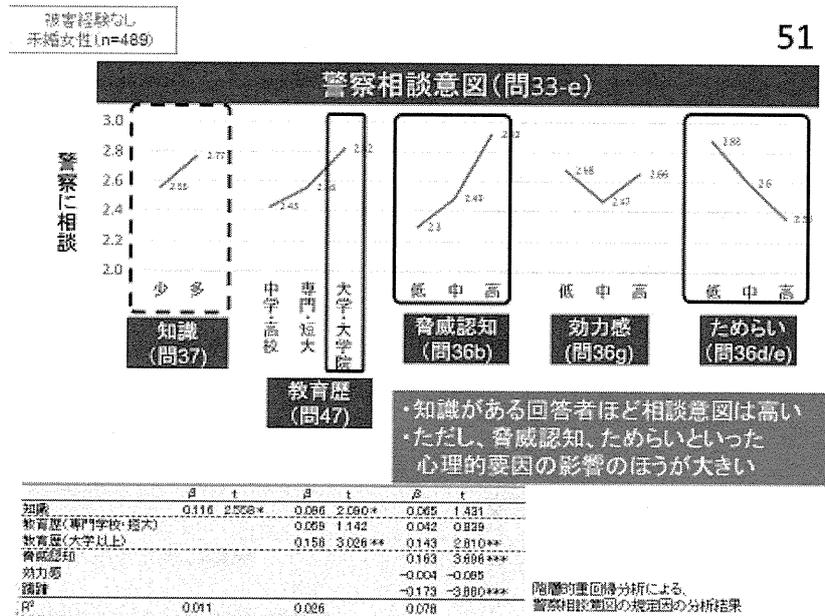
オ 場面想定法による援助要請意図の測定

質問票では第3部において、再度、相談意図について質問をしている。ここでは、心理学の場面想定法を用いて、別れようとした男女が、相手が絶対に別れないと言った場合、又はつきまといや暴力行為に及んだ場合における周囲の人や警察への相談意図を4件法で尋ねている。

ストーカー被害の経験がない未婚女性に尋ねたところ、仮に重篤な被害を受けた場合に警察に相談するかどうかは、割れている。

そこで、相談する・しないを分ける要因を階層的重回帰分析<sup>11</sup>で検討した。上グラフの横軸が説明変数、縦軸が警察への相談意図である。その結果、警察措置について知識を持っている者は、持っていない者より相談意図が高いことが明らかになった。これは教育歴で統制しても有意であり、教育歴といったバックグラウンドよりも、予め相談に関する知識を持っていることが、実際の相談につながるということが示唆される。

ただし、脅威認知や効力感、ためらい等の心理的な変数を入れてしまうと、こちらの方が相談意図をより強力に説明し、予め知識を持っていることの効果は消失した。つまり、ストーカー被害が危険なものだと知っていること（脅威認知）が相談意図を高める一方で、恥ずかしい、大ごとにしたくないなどのためらいは相談意図を抑制するということである。特に、ためらいによる相談の抑制は、第1部において被害に遭った人の分析でも現れていると御紹介したが、第3部で、被害に遭っていない人の意識からも明らかになった。したがって、今後の予防教育において、具体的な被害回避に関する情報を提供していくのと同時に、相談や援助要請に対する心理的な障壁を下げる工夫が重要だと思われる。



<sup>11</sup> 相談する・しない(4値)に与える、各種独立変数の影響を見る多変量解析の一種。ここでの独立変数のうち、ストーカー事案に対する知識と教育歴の間には相関関係があると考えられる。このため、説明変数を順番に入れて複数回の計算を行う(このため「階層的」という。)



(2) 効果的な対策に向けて

分野ごとに、今回の調査からの読み取れることを含意として1枚にまとめたものが右図である。例えば「脅威評価」では、加害者が元夫・元交際相手であったり、被害者が若年者であったりすると相談されにくく、被害が見落とされる傾向があることや、「被害者」であれば、ためらいが相談を抑制させることなどが分かった。

また、「加害者」では、男性の場合のリスクファクターに独善的執着等があり、女性の場合には反芻思考等が挙げられる。

さらに、「予防教育」では、若年層に焦点を置いてデート暴力の防止教育と一緒にやっていくことが効果的ではないかということが示唆された。

このほか、具体的な男女の交際の時のリスク要因としてどのようなものがあるかということも示させていただいた。

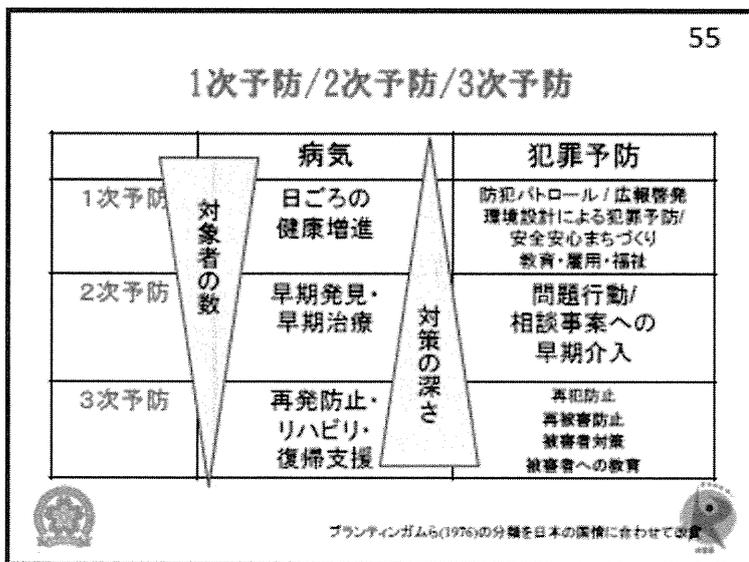
**全体のまとめ：効果的な対策に向けて** 54

分野	対象	内容	スライド
脅威評価	元夫・元交際相手/若年者での被害見落とし		27-29
被害者		・ためらい(恥ずかしい/大ごとにしたくない) ・効力感(相談者の意思で解決する)	26,29,51,52
加害者		・男性: 独善的執着(譲歩するのが相手のため) ・女性: 反芻思考(頭から離れない)	42-44
予防教育	対象	若年層に焦点(男女とも)	22
	方法	デート暴力防止教育と同時実施	22,36,40
	内容	・恋愛への過度の没入を戒める ・恋人以外の人間関係も大事に ・別れたい意思/理由をはっきり伝える ・ソーシャルメディア利用	37,38,40,44
相談 (含広報啓発)	対象	若年層に焦点	22,48
	内容	・警察以外の相談窓口の広報 ・多様な相談手段の確保 ・ST以外の知識/心理的障壁の除去	47,48,49,51

(3) ストーカー対策についての考察

最後に、ストーカー対策について少し考察する。ある犯罪が社会問題化した場合には、ともすれば、できる対策は全て行うということになりがちである。もちろん、社会の各所で対策を行うことは大事だが、総花的になってしまう危険性もある。このため、各対策を分類して位置付ける必要がある。

例えば、医学や公衆衛生の分野では、広く一般国民を対象とする「第一次予防」、被害の早期発見・早期治療の「第二次予防」、治療後の再発防止



やリハビリ・復帰支援といった「第三次予防」という分類があるが、これが犯罪予防にも当てはまることは周知のところである。この分類は、対策の対象になる人口が少なくなるほど、一人に対してより手厚い対策ができるという意味で合理的なものである。

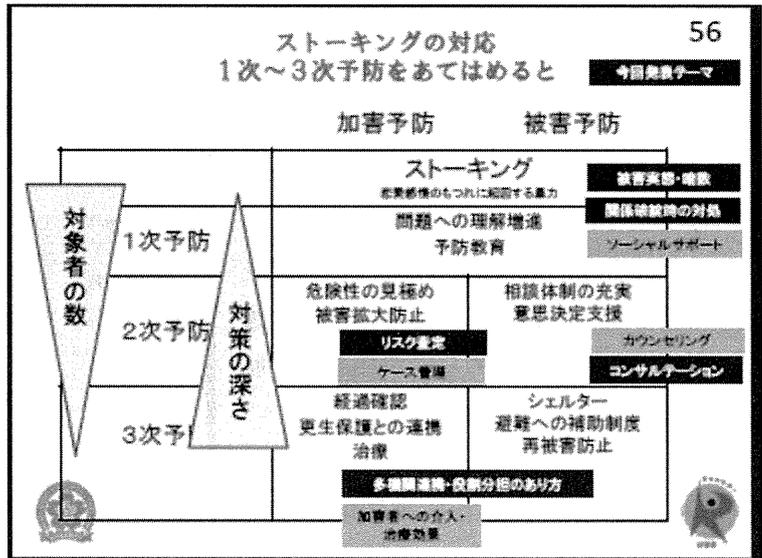
(4) ストーカー行為への当てはめ

この分類をストーカー行為に当てはめた場合、第一次予防としては予防教育、第二次予防としては脅威評価や相談体制の充実、第三次予防としては被害に遭った者の警察措置後の経過確認や加害者措置、被害者に対する避難に係る補助制度や再被害防止対策等が挙げられる。それぞれの対策について、犯罪研究や行動科学の考え方や研究知見が適用可能である。

今回の講演では、

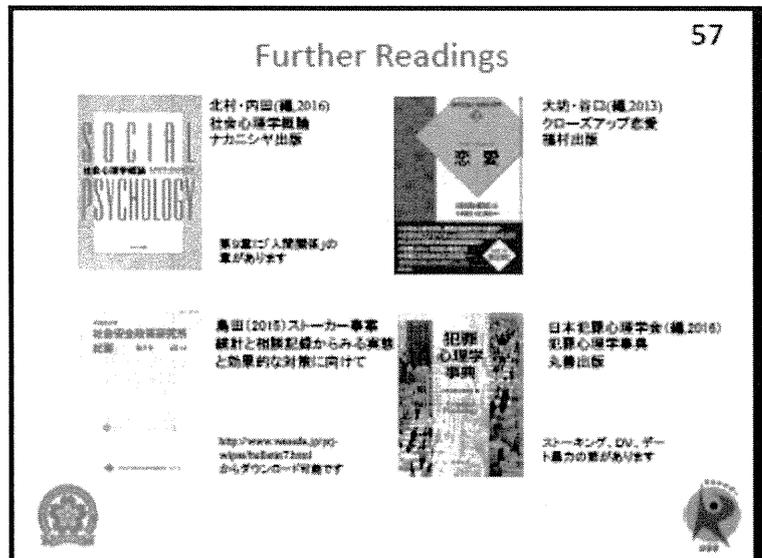
- ・ ストーカーの被害実態や親密関係破綻時の対処
- ・ 加害や被害のリスク
- ・ 相談・通報を促進するためのコンサルテーション
- ・ 相談体制に対する若者のニーズ

等を取り上げた。今回の研究知見が少しでもお役に立てる形でストーカー行為や暴力被害の削減が進んでいくことを期待してこの講演を終了したい。



(5) 参考文献

最後に参考文献を挙げた。ストーカーに特化した成書も多く出ているが、いわゆる社会心理学、犯罪学、そして社会政策としてストーカーの対策を考えていくことも有効と考える。



(丁)